

(別紙)

新 旧 対 照 表

○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知）

(下線の部分は改正部分)

改 正 案				現 行			
本文 [略]				本文 [略]			
別表1 (第3条及び第10条関係)				別表1 (第3条及び第10条関係)			
処分区分	承認条件	国庫納付額	備考	処分区分	承認条件	国庫納付額	備考
目的外使用 補助目的に従った補助対象財産の使用を継続する場合	国庫納付 (ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること(注1))	[略]	[略]	目的外使用 補助目的に従った補助対象財産の使用を継続する場合	国庫納付 (ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該財産の利用状況を報告すること(注1))	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
譲渡 有償	国庫納付 (ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること(注2))	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注4)	<u>補助対象財産の所有者の法人化に伴い、当該補助対象財産を設立された法人へ譲渡し、経営に同一性・継続性が認められる場合は、国庫納付を要しない。この場合において、当該補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を承継すること。</u>	譲渡 有償	国庫納付 (ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該財産の利用状況を報告すること(注2))	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注4)	<u>集落を基礎とした営農組織が、当該組織の法人化に伴い法人化後の組織へ譲渡する場合は、国庫納付を要しない。ただし、処分制限期間の残期間内、補助条件を承継すること。</u>
無償	国庫納付	残存簿価又は時価評価額	<u>補助対象財産の処分制限</u>	無償	国庫納付	残存簿価又は時価評価額	処分制限期間の残期間内、

		(ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること(注2))	のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注4)	期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
貸付け	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	
	長期間(1年以上)の貸付け	国庫納付(ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること(注2))	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注4)なお、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第37条の2の規定により認定を受けた場合は、貸付けにより生じる収益(貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	補助対象財産の所有者の法人化に伴い、当該補助対象財産を設立された法人へ長期間貸付けし、経営に同一性・継続性が認められる場合は、国庫納付を要しない。この場合において、貸付けを受けた法人に、当該補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件に従って使用させること。
[略]	[略]	[略]		

(注1) 財産処分の承認時に定められた報告期間(又は処分制限期間の残期間内のいずれか短い期間)につき当該補助対象財産の利用状況を報告すること。

(注2) 譲渡相手方又は貸付けた者が、財産処分の承認時に定められた報告期間(処分制限期間の残期間内)につき当該補助対象財産の利用状況を報告すること。

(注3)・(注4) [略]

(備考1)～(備考4) [略]

別表2～別表5 [略]

別紙様式第1号(第3条第1項関係)

[略]

		(ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該財産の利用状況を報告すること(注2))	のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注4)	補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
貸付け	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	
	長期間(1年以上)の貸付け	国庫納付[追加]	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注4)なお、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第37条の2の規定により認定を受けた場合は、貸付けにより生じる収益(貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	[追加]
[略]	[略]	[略]		

(注1) 財産処分の承認時に定められた報告期間(又は処分制限期間の残期間内のいずれか短い期間)につき当該財産の利用状況を報告すること。

(注2) 譲渡相手方が、財産処分の承認時に定められた報告期間(処分制限期間の残期間内)につき当該財産の利用状況を報告すること。

(注3)・(注4) [略]

(備考1)～(備考4) [略]

別表2～別表5 [略]

別紙様式第1号(第3条第1項関係)

[略]

記

1～3 [略]

4 その他参考資料

(注1)・(注2) [略]

(注3) 処分区分の欄に掲げる「譲渡」のうち「有償」又は「貸付け」のうち「長期間(1年以上)の貸付け」で、備考欄を適用する場合には、次の資料を添付すること。

[削除]

[削除]

① 法人化に係る計画書

② [略]

③ 発起人名簿又は定款案（新設法人の組員、社員又は役員であることが確認できるもの）

なお、上記の他、農林水産大臣が、経営の同一性・継続性を確認できる資料を求めることがある。

(注4)・(注5) [略]

別紙様式第2号～別紙様式第7号 [略]

別紙様式第8号（第10条第1項関係）

[略]

記

1～3 [略]

4 その他参考資料

(注1)・(注2) [略]

(注3) 処分区分の欄に掲げる「譲渡」のうち「有償」又は「貸付け」のうち「長期間(1年以上)の貸付け」で、備考欄を適用する場合には、次の資料を添付すること。

[削除]

[削除]

① 法人化に係る計画書

② [略]

③ 発起人名簿又は定款案（新設法人の組員、社員又は役員であることが確認できるもの）

記

1～3 [略]

4 その他参考資料

(注1)・(注2) [略]

(注3) 処分区分の欄に掲げる「譲渡」、「有償」で、備考欄を適用する場合には、次のいずれかの資料を添付すること。

ア 農地所有適格法人化計画

イ 上記計画を添付できない場合

① 農地所有適格法人化計画類似の法人化計画

② [略]

③ 発起人名簿又は定款案（集落営農組織の構成員が新設法人の主たる組員、社員又は株主であることが確認できるもの）

[追加]

(注4)・(注5) [略]

別紙様式第2号～別紙様式第7号 [略]

別紙様式第8号（第10条第1項関係）

[略]

記

1～3 [略]

4 その他参考資料

(注1)・(注2) [略]

(注3) 処分区分の欄に掲げる「譲渡」、「有償」で、備考欄を適用する場合には、次のいずれかの資料を添付すること。

ア 農地所有適格法人化計画

イ 上記計画を添付できない場合

① 農地所有適格法人化計画類似の法人化計画

② [略]

③ 発起人名簿又は定款案（集落営農組織の構成員が新設法人の主たる組員、社員又は株主であることが確認できるもの）

なお、上記の他、農林水産大臣又は補助事業者等が、経営の同一性・継続性を確認できる資料を求めることがある。

(注4)・(注5) [略]

別紙様式第9号～別紙様式第17号 [略]

[追加]

(注4)・(注5) [略]

別紙様式第9号～別紙様式第17号 [略]